

重要:ダウンロード、インストール、コピー、または使用の前に、製品利用に関する下記契約条件を注意してお読みください。本製品をダウンロード、インストール、コピー、または使用することにより、お客様はこれらの条件に対する同意を表明したことになります。

ソフトウェア使用に関するエンドユーザライセンス契約書

本ソフトウェア使用に関するエンドユーザライセンス契約(以下「本契約」とします)は、スロバキア共和国、Einsteinova 24, 851 01 Bratislavaに所在し、ブラチスラバ第1地方裁判所の有限会社部門(District Court Bratislava I, Section Sro)において掲載番号3586/B, BRN: 31 333 535として商業登記されている、ESET, spol. s r. o.またはESETグループ内の別企業(以下「ESET」または「供給者」とします)と、自然人または法人であるお客様(以下「お客様」または「エンドユーザ」とします)との間で締結され、お客様に本契約の第1条で定義する本ソフトウェアを使用する権利を付与するものです。本契約の第1条で定義する本ソフトウェアは、データ記憶媒体への格納、電子メールでの送付、インターネットからのダウンロード、供給者のサーバからのダウンロード、または後述の条件および状況下におけるその他の供給者からの取得が行えます。

本契約は購入に関する契約ではなく、エンドユーザの権利に関する合意事項を定めるものです。供給者は、本ソフトウェアのコピー、これが商業包装にて供給される物理的媒体、および本契約に基づきエンドユーザが権利を付与される本ソフトウェアのすべてのコピーの、所有者であり続けます。

本ソフトウェアのインストール時、ダウンロード時、コピー時または使用時に、[受諾します(I Accept)]オプションをクリックすることにより、本契約の条件に明示的に同意するものとします。本契約の規定に同意しない場合は、直ちに[受諾できません(I Do Not Accept)]オプションをクリックし、インストールまたはダウンロードを取り消すか、本ソフトウェア、インストールメディア、付属ドキュメント、および購入時の領収書を破棄するか、ESETまたは本ソフトウェアの入手元にそれを返却してください。

お客様は、本ソフトウェアを使用することにより、お客様が本契約を読了かつ理解し、本契約条項による拘束に同意したことになります。

1. 本ソフトウェア

本契約に記載の「本ソフトウェア」とは、

- (i) ESETセキュリティ ソフトウェア シリーズのコンピュータプログラムであるESET Endpoint Security, ESET Endpoint アンチウイルス, ESET NOD32アンチウイルス, ESET Remote Administrator, ESET File Security(いずれもすべての部品を含む)と、
- (ii) データ記憶媒体上のオブジェクトコードの形態で、またはインターネットを経由した電子メールまたはダウンロードによって供給される本ソフトウェアを含むディスク、CD-ROM、DVD、電子メールによる通知およびそのすべての添付ファイル(存在する場合)、または本契約が添付されているその他の媒体のコンテンツと、
- (iii) 本ソフトウェアに関する何らかの説明、仕様、特性の説明、制御の説明、本ソフトウェアが使用される際のインターフェイスの説明、本ソフトウェアのマニュアルもしくはインストール手引書、または本ソフトウェアの正しい使用に関する何らかの説明など、本ソフトウェアに関連する一切の説明資料および一切のドキュメント(以下「本件ドキュメント」とします)と、
- (iv) 本ソフトウェアのコピー、本ソフトウェアにエラーが存在する場合はその修正、本ソフトウェアへの追加、本ソフトウェアの拡張、本ソフトウェアの変更バージョン、本ソフトウェアの新バージョン、および本ソフトウェア部品のすべてのアップグレード(供給された場合)を意味し、これらに関連して供給者はお客様に本契約の第3条に基づくライセンスを付与します。供給者は本ソフトウェアを、実行コードの形態においてのみ供給するものとします。

2. インストール

データ記憶媒体による提供、電子メールによる送付、インターネットからのダウンロード、供給者のサーバからのダウンロード、他の供給者からの入手にかかわらず、本製品はインストールを必要とします。少なくともドキュメントに記載されている要件に準拠し、適切に設定されたコンピュータに本ソフトウェアをインストールする必要があります。インストールの方法はドキュメントに明記されています。本ソフトウェアをインストールするコンピュータに、本ソフトウェアに悪影響を及ぼす可能性があるコンピュータプログラムやハードウェアをインストールすることはできません。

3. ライセンス

お客様が本契約に同意しており、ライセンス料を支払い期日までに支払い、本契約に定められているすべての契約条件に従うことを前提として、供給者はお客様に対し、以下の権利を付与します(以下「ライセンス」とします)。

a) インストールおよび使用

お客様には、コンピュータのハードディスクまたはその他のデータ永久記憶媒体にデータを格納するために本ソフトウェアをインストールし、コンピュータシステム上のメモリへ本ソフトウェアをインストールおよび格納し、コンピュータシステム上で本ソフトウェアを実装、格納および表示する、非独占的かつ譲渡禁止の権利が付与されます。

b) ライセンス数の規定

本ソフトウェアを使用する権利は、エンドユーザ数によって制限されます。1人のエンドユーザとは、

- (i) 本ソフトウェアがインストールされている1台のコンピュータを意味します。
- (ii) ライセンス数がメールボックスを単位として決定される場合、エンドユーザはメールアドレス(以下「MUA」とします)を介して電子メールを受信する1人のコンピュータユーザを意味します。電子メールがMUAで受信後、複数のユーザに自動的に配信される場合、エンドユーザの数は、その電子メールが配信されるユーザの実際の数によって決まります。メールサーバがメールゲートの役割を果たす場合、エンドユーザの数は、そのゲートがサービスを提供するメールサーバユーザの数と同じになります。(エイリアスなどを使用して)1人のユーザに不特定多数の電子メールアドレスが送信され、それらが受け付けられる場合、クライアント側で多数のユーザにそのメールが自動的に配信されるのでなければ、ライセンスは1台のコンピュータに必要です。同じライセンスは、同時に複数のコンピュータで使用できません。

c) Business Edition

本ソフトウェアをメールサーバ、メール中継、メールゲートウェイ、インターネットゲートウェイで使用する場合は、本ソフトウェアのBusiness Editionバージョンを入手する必要があります。

d) ライセンス契約の期間

お客様は、本ソフトウェアを期限付きで使用する権利があります。

e) OEMソフトウェア

OEMソフトウェアの使用は、それがプリインストールされていたコンピュータに制限されます。別のコンピュータにインストールすることはできません。

f) NFRまたは試用ソフトウェア

再販不可品(NFR)または試用版に分類されるソフトウェアは、対価を求めて譲渡することはできず、ソフトウェア機能のデモまたはテスト目的のみで使用されるものとします。

g) ライセンスの契約解除

ライセンス契約は、その期間の満了により契約が自動的に解除されます。供給者は、お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、供給者が持つ他の権利および法的救済手段に影響を与えることなく、本契約を解約することができます。本ライセンスを取り消す場合、お客様は、本ソフトウェアおよびバックアップコピーを直ちにすべて削除、破棄するか、自費でESETまたは本ソフトウェアの入手元にそれを返却する必要があります。

4. インターネットへの接続

本ソフトウェアの正しい動作には、インターネットへの接続が必要であり、供給者またはサードパーティのサーバに一定の間隔で接続する必要があります。インターネットへの接続は、本ソフトウェアの下記の機能で必要になります。

a) ソフトウェアのアップデート

供給者には、本ソフトウェアのアップデート(以下「アップデート」とします)を適時発行する権利がありますが、アップデートを提供する義務はありません。この機能は、ソフトウェアの標準の設定から有効にできます。エンドユーザがアップデートの自動インストールを無効にしていない限り、アップデートは自動的にインストールされます。

b) 供給者への侵入物および情報の転送

本ソフトウェアには、新しいウイルス、その他の類似する有害なプログラム、および不審なファイルや問題のあるファイル(以下「侵入物」とします)のサンプルを収集し、本ソフトウェアがインストールされているコンピュータおよび/またはプラットフォームに関する情報など(以下「情報」とします)を供給者に送信する機能があります。この機能は、本ソフトウェアの標準の設定から無効にできます。この情報には、本ソフトウェアがインストールされているコンピュータのエンドユーザおよび/またはその他のユーザに関するデータ(ランダムにまたはは無意識のうちに取得された個人データを含みます)、コンピュータ、オペレーティングシステム、およびインストールされているプログラムに関する情報、本ソフトウェアがインストールされているコンピュータのファイル、侵入物の影響を受けるファイル、およびそれらのファイルに関する情報が含まれます。供給者は、入手した情報および侵入物を侵入物の調査のみに使用し、入手した情報の機密を保持するために適正な予防策を講じるものとします。お客様がこの機能を有効にした場合、お客様は侵入物と本件情報が供給者に転送されてもよいと同意したことになり、かつ、得られた本件情報を処理するために関連する法的規制に従って必要とされる承諾を、供給者に与えたこととなります。この機能は、いつでも無効にできます。

5. エンドユーザの権利行使

お客様は、エンドユーザの権利を、直接またはお客様の被雇用者を通じて行使する必要があります。お客様は、自らの活動を確実なものとするためにのみ、およびお客様がライセンスを取得したコンピュータシステムを保護するためにのみ、本ソフトウェアを使用できます。

6. 権利の制限

お客様は本ソフトウェアのコピー、配布、部品の分離、または派生バージョンの作成を行ってはなりません。本ソフトウェアの使用時には、下記の制限事項に従う必要があります。

- a) お客様は、データの永久記憶用媒体上に本ソフトウェアのコピーを1つ、バックアップコピーとして作成できます。ただし、この保管用のバックアップコピーは、他のいかなるコンピュータにもインストールしたり、または使用したりすることはできません。これ以外に本ソフトウェアのコピーを作成することは、本契約に対する違反となります。
- b) 本契約に規定されている以外のいかなる態様でも、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアのコピーの使用、変更、複製、または使用権の譲渡を行ってはなりません。
- c) 本ソフトウェアの売却、サブライセンス付与、他人への賃貸もしくは他人からの賃貸、借用、または商業サービスの提供目的での本ソフトウェアの使用は禁じられています。
- d) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、またはソフトウェアの逆アセンブルを行ったり、ソースコードを取得しようたりしてはなりません。ただし、そのような制限を設けることが法律によって明示的に禁止されている範囲内においては、この限りではありません。
- e) お客様は、著作権法およびその他の知的財産権から生じる、適用可能な制限など、本ソフトウェアを使用する際の法律におけるすべての適用可能な法的規制に従う態様においてのみ、本ソフトウェアを使用できます。

7. 著作権

本ソフトウェア、および所有権や知的所有権を含む一切の権利は、ESETおよび/またはESETのライセンス供給者の財産です。これらは、国際条約の規定と本ソフトウェアが使用される国のその他のすべての準拠法によって保護されます。本ソフトウェアの構造、

- 編成、およびコードは、ESETおよび/またはESETのライセンス供給者の重要な企業秘密であり機密情報です。お客様は、第6条(a)に当てはまる場合を除いて、本ソフトウェアをコピーすることはできません。本契約に基づき、お客様が作成するコピーはすべて、本ソフトウェア上に示されるものと同じ著作権表示および所有権表示を含んでいなければなりません。お客様がリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行うことや、本契約の規定に違反する方法でソースコードを取得しようとした場合、それによって得られたいかなる情報も、それが発生した瞬間からすべて、本契約の違反に関連する供給者の権利にかかわらず、自動的にかつ取り消しできない形で供給者に譲渡され、供給者の所有であるとみなされます。
8. 権利の留保
本ソフトウェアに対する権利は、本契約において本ソフトウェアのエンドユーザとしてお客様に明示的に与えられた権利を除き、すべて供給者自身が留保します。
9. 複数言語対応バージョン、デュアルメディアソフトウェア、複数コピー
本ソフトウェアが複数のプラットフォームまたは言語をサポートしているか、お客様が本ソフトウェアのコピーを複数入手した場合、お客様はライセンスを取得したバージョンのコンピュータシステム数でのみ本ソフトウェアを使用できます。但し、本ソフトウェアがスクールパックとしてライセンスを購入されている場合、お客様は同一の住所の学校内に限り、この制限を受けません。また、使用していない本ソフトウェアのバージョンやコピーを、他者に売却、貸貸、貸借、サブライセンス付与、貸与、または譲渡することはできません。
10. 本契約の開始と解除
本契約は、お客様が本契約に同意した日から有効となります。お客様は、供給者またはそのビジネスパートナーから入手した本ソフトウェア、すべてのバックアップコピー、および関連するすべての資料を、永久的に削除、破壊、または自費で返却することにより、本契約を解除することができます。本契約の終了の態様に関係なく、第7条、第8条、第11条、第13条、第20条、および第22条の規定は、無期限に有効であり続けるものとします。
11. エンドユーザの表明
お客様はエンドユーザとして、明示または暗黙のいかなる種類の保証も伴わず、該当の法律によって許可される範囲において、本ソフトウェアが「現状有姿」のまま提供されていることを認めるものとします。供給者、そのライセンス供給者、関係者、および著作権保有者のいずれも、本ソフトウェアの特定の目的に対する商品性または適合性、および第三者の特許、著作権、商標、またはその他の権利に対する侵害の不存在について、明示または黙示を問わず、一切の表明または保証を行いません。供給者もその他の関係者も、本ソフトウェアに含まれている機能がお客様の要求に沿うこと、または本ソフトウェアが円滑で問題なく動作するということの保証を行いません。お客様は、意図する結果に到達するための本ソフトウェアの選択、および本ソフトウェアのインストール、使用、および本ソフトウェアで達成される結果について、完全に責任とリスクを負います。
12. さらなる義務の否定
本契約で具体的に列挙される義務以外に、本契約が供給者およびそのライセンス供給者に対して課す義務はありません。
13. 責任の制限
準拠法によって許可される最大限の範囲において、いかなる場合も、供給者、その被雇用者、ライセンス供給者は、どのような態様で発生したものであろうと、契約、違法行為、怠慢、または責任の発生を定めるその他の事実のいずれに起因するものであるかを問わず、本ソフトウェアを使用したことにより、または本ソフトウェアが使用できないことにより発生した、利益、収益、または売上上の損失、データの喪失、補用品またはサービスの購入にかかった費用、物的損害、人的損害、事業の中断、企業情報の喪失、特別損害、直接損害、間接損害、偶発的損害、経済的損害、補填損害、懲罰的損害、特別または派生的損害に対し、一切責任を負わないものとします。これは、たとえ供給者、そのライセンス供給者、または関係者がそのような損害の可能性について通知を受けていた場合であっても同様です。一部の国および法律では、免責を認めず、しかし限定された範囲の責任を負うことは許可しています。その場合、供給者、その被雇用者、ライセンス供給者、または関係者の責任は、お客様がライセンスの対価として支払った金額を限度とします。
14. 本契約に含まれるものは何も、それに反する場合であっても、消費者として取引するすべての当事者の法的権利を損なうものではありません。
15. テクニカルサポート
テクニカルサポートは、ESETまたはESETの依頼を受けた第三者の独自の判断により提供され、いかなる種類の保証も表明も伴わないものとします。エンドユーザは、テクニカルサポートの提供の前に、存在するすべてのデータ、ソフトウェア、プログラム機能をバックアップする必要があります。ESETおよび/またはESETの依頼を受けた第三者は、テクニカルサポートの提供によりお客様に生じたデータ、資産、ソフトウェアまたはハードウェアの損害または損失、もしくは利益の喪失について、いかなる責任も負いません。ESETおよび/またはESETの依頼を受けた第三者は、問題をテクニカルサポートで解決できないと判断する権利があります。ESETは、独自の判断により、テクニカルサポートの提供を拒否、中断、終了する権利があります。
16. ライセンスの譲渡
本契約の条件に違反しないかぎり、あるコンピュータにインストールされていた本ソフトウェアを別のコンピュータシステムにインストールすることができます。エンドユーザは、本契約の条件に違反しない場合のみ、供給者の同意の元、本契約から派生するライセンスおよびすべての権利を、別のエンドユーザに永久に譲渡する権利があります。その場合、
(i) 元のエンドユーザは、ソフトウェアのコピーを保持しておらず、
(ii) 元のエンドユーザから新しいエンドユーザへ直接権利が譲渡され、
(iii) 新しいエンドユーザが元のエンドユーザに課せられた本契約に基づくすべての権利および義務を負い、
(iv) 元のエンドユーザが新しいエンドユーザに、第17条で規定するソフトウェアが正規のものであることを証明するドキュメントを提供するものとします。
17. 正規ソフトウェアの証明
エンドユーザのソフトウェアの使用資格は、次のいずれかの方法で証明できます。
(i) 供給者または供給者が指定した第三者が発行するライセンス証明書。
(ii) 締結されている場合、書面によるライセンス契約。
(iii) アップデートを有効にするライセンスの詳細(ユーザ名およびパスワード)が記載された供給者に送信された電子メールの提出。
18. エンドユーザに関するデータおよび権利の保護
お客様はエンドユーザとして、供給者がお客様を識別できるデータを転送、処理、および保存する権限を、供給者に付与することになります。お客様は、供給者が独自の手段を用いて、お客様が本ソフトウェアを本契約の規定に従って使用しているかどうかを確認することに同意するものとします。お客様は、本ソフトウェアが供給者またはそのビジネスパートナーのコンピュータシステムと通信することによって、データが転送され得ること、その目的は本ソフトウェアの機能および使用権限の保証と、供給者の権利の保護であることに同意するものとします。供給者またはお客様のビジネスパートナーは、本契約の締結後、請求と本契約の遂行のために、お客様を識別するための必須データを転送、処理、保存することができます。
19. 公共団体および米国政府に対するライセンス
米国政府を含む公共団体に対する本ソフトウェアのライセンスは、本契約に明記しているライセンス権利および制限に基づいて提供されます。
20. 輸出および再輸出の制御
本ソフトウェア、本件ドキュメントまたはその各部(本ソフトウェアおよびその各部品に関する情報を含む)は、(米国の法律を含む)該当の法律に基づき管轄政府によって発行される法的規制に従い、輸入および輸出を監視するための方策下に置かれるものとします。お客様は、米国その他政府による輸出管理規則、エンドユーザ、最終使用、仕向地を対象とする規制を遵守するものとします。お客様は、輸入および輸出に関する準拠法の遵守に同意し、本ソフトウェアの輸出、再輸出、移送または輸入に必要なライセンス取得について、お客様が責任を負うことを承認することとします。
21. 通知
すべての通知、返却される本ソフトウェアおよび本件ドキュメントは、スロバキア共和国、Einsteinova 24, 851 01 Bratislava, 所在のESET, spol. s r. o. に送達する必要があります。
22. 準拠法
本契約は、スロバキア共和国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。エンドユーザおよび供給者は、準拠法および国際物品売買契約に関する国際連合条約の矛盾する規定については、適用されないことに同意するものとします。お客様は、本契約に関するいかなるクレームもしくは供給者との紛争、または本ソフトウェアをお客様が使用することによるいかなる紛争またはクレームも、ブラチスラバ第1地方裁判所で解決し、さらに、ブラチスラバ第1地方裁判所での管轄権の行使に同意し、明示的にこれを承諾するものとします。
23. 一般条項
本契約の条項のいずれかが無効または履行不能である場合、これが本契約のその他の条項の有効性に影響を及ぼすことはないものとします。これらその他の条項は、本契約に定める条件に基づき、引き続き有効かつ履行可能であるものとします。本契約に対するいかなる修正も、書面によってしか行うことができませんが、当該修正は、供給者の正式な代表者か、委任状の条項でこの役割を果たすことが明示的に認められた代理人によって署名されなければなりません。本契約は、本ソフトウェアに関するお客様および供給者間の合意事項をすべて網羅しており、本ソフトウェアに関する従前のいかなる表明、議論、約束、情報交換、または広告にも取って代わります。